

平成28年 熊本地震復興基金事業一覧

■事業名 住まいの再建支援事業 (転居費用助成)

■支援内容
発災時点の住居が被災したことにより、応急的な住まいでの生活を余儀なくされた者が、県内で新築、購入若しくは補修する住宅又は県内の賃貸住宅、公営住宅等への転居に伴う荷物の移動に要する費用を一律で支援します。

■期 限 令和3年3月
**1年間
延長決定** 図 復興課 復興推進係 ☎282-1701

■事業名 住まいの再建支援事業 (民間賃貸住宅入居支援助成)

■支援内容
発災時点の住居が被災したことにより、応急的な住まいでの生活を余儀なくされた者が、県内の住宅を賃貸する場合に必要な契約に伴う費用を一律で支援する。※復興基金事業の利子助成事業との重複申請はできません。

■期 限 令和3年3月
**1年間
延長決定** 図 復興課 復興推進係 ☎282-1701

■事業名 公営住宅入居支援事業 (公営住宅入居支援事業)

■支援内容
被災したことにより、応急的な住まい等での生活を余儀なくされた者が再建先として県内の公営住宅に入居する際に必要な経費を一律で助成する。※復興基金事業の利子助成事業との重複申請はできません。

■期 限 令和3年3月
**1年間
延長決定** 図 復興課 復興推進係 ☎282-1701

■事業名 住まいの再建支援事業 (自宅再建利子助成)

■支援内容
住居が被災したことにより、金融機関等から融資を受けて、県内で住宅を新築、購入、補修する場合の借入額に係る利子の支払額の一部を一括して支援します。
※民間賃貸住宅入居支援事業（市町村事業）との重複申請はできません。

■期 限 令和3年3月
**1年間
延長決定** 図 復興課 復興推進係 ☎282-1701

■事業名 住まいの再建支援事業 (リバースモーゲージ利子助成)

■支援内容
住居が被災したことにより、金融機関等からリバースモーゲージ型の融資（高齢者向け返済特例等）を受けて、県内で住宅を新築、購入、補修する場合の借入額に係る利子の支払額の一部を一括して支援します。※民間賃貸住宅入居支援事業（市町村事業）との重複申請はできません。

■期 限 令和3年3月
**1年間
延長決定** 図 復興課 復興推進係 ☎282-1701

■事業名 熊本地震復興観光 拠点整備等推進事業

■支援内容
熊本地震からの復興を推進するため、観光物産拠点の整備及び観光資源の発掘・磨き上げ等、地域主体となった国内外からの誘客及び観光消費拡大につながる町の取組を総合的に支援します。

■期 限 令和3年3月
**1年間
延長決定** 図 商工観光課 商工観光係 ☎282-1226

■事業名 土砂災害特別警戒区域内被災住宅再建支援事業

■支援内容
土砂災害特別警戒区域内において、被災者の早期再建と負担軽減を図るため、国庫補助制度に該当しない移転に要する費用及び現地建替えに要する費用の一部を支援します。

■期 限 令和3年3月
**1年間
延長決定** 図 建設課 維持管理係 ☎282-1312

■事業名 小規模農業用水路・農道の早期復旧支援事業

■支援内容
被災した小規模な農業用水路・農道について早期に自力復旧を行い、営農再開に向けて、復旧に要する経費を支援します。

■期 限 令和8年3月
図 農業振興課 耕地係 ☎282-1607

■事業名 共同墓地復旧支援事業

■支援内容
集落共有の墓地において通路部分や擁壁等の共有部分の復旧に要する経費を支援します。（個人の墓石再建に係る費用は対象外。）

■期 限 令和8年3月
図 環境保全課 環境衛生係 ☎282-1604

■事業名 住宅耐震化支援事業

■支援内容
大規模地震に備え、被災した住宅や耐震性が不足する住宅の耐震化を促進するための耐震設計及び改修費用等の一部を支援します。

■期 限 令和8年3月
図 建設課 都市計画係 ☎282-1312

■事業名 農家の自力復旧支援事業

■支援内容
農業の維持を図るために、営農の基盤である被災した農地を農家自ら復旧するための経費を支援します。

■期 限 令和8年3月
図 農業振興課 耕地係 ☎282-1607

■事業名 地域コミュニティ施設等再建支援事業

■支援内容
被災した地域・集落における地域コミュニティの場として長年利用されてきた施設等の再建に要する経費を支援します。

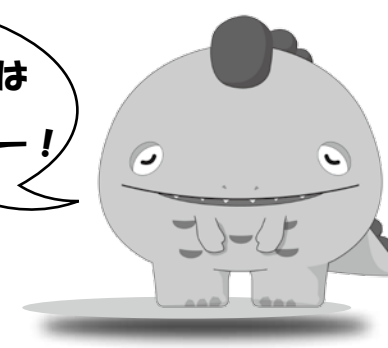
■期 限 令和8年3月
図 総務課 地域・防災係 ☎282-1111

■事業名 私道復旧事業

■支援内容
被災した生活道路である私道を自治会又は集落等が復旧するために要する経費の一部を支援します。

■期 限 令和8年3月
図 農業振興課 地籍調査係 ☎282-1617

対象事業費については
各課に相談してまー！



ハートフルパス(障がい者等用駐車場利用者証)の申請・交付が町でできます

☎ 福祉課 社会福祉係 ☎282-1342
健康づくり支援課 健康推進係 ☎282-1602

障がい者等用駐車場を適正に利用いただくため、障がいのある方や高齢の方、妊産婦の方など歩行が困難な方に対して、県内共通のハートフルパス（利用証）が交付されています。

その手続きが令和2年4月から御船町役場福祉課社会福祉係の窓口でもできるようになりました。



令和2年度の児童扶養手当額が改定されます

☎ こども未来課 子育て支援係 ☎282-1346
令和2年度の手当額は次のとおりです。手当額は全国消費者物価指数の動向により毎年改定されます。

区 分	全部支給される場合	一部支給される場合
対象児童が1人	43,610円	10,180円 ～ 43,150円
対象児童が2人（加算額）	10,190円	5,100円 ～ 10,180円
対象児童が3人以上 （3人目以降の児童一人当たりの加算額）	6,110円	3,060円 ～ 6,100円